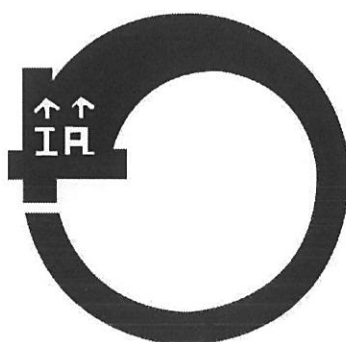


第3次教育振興基本計画

(令和5年度～8年度)

教育施策要綱

(令和8年度)



4 質の高い教育を
みんなに



5 ジェンダー平等を
実現しよう



10 人や国の不平等
をなくそう



11 住み続けられる
まちづくりを



16 平和と公正を
すべての人に



筑後市教育委員会

○「ちっご教育の日」を定める規程

平成17年10月19日
教育委員会告示第1号

(趣旨)

第1条 市民の間に教育尊重、教育振興の世論を喚起し、市民自ら生涯学習への参加を促し、心豊かに生き抜く子どもが育つ教育風土の醸成を図るため、「ちっご教育の日」を設ける。

(ちっご教育の日)

第2条 「ちっご教育の日」は、11月第1日曜日とする。

(ちっご教育月間)

第3条 「ちっご教育の日」の趣旨にふさわしい取組みを行う期間として、11月1日から同月30日までを「ちっご教育月間」とする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

はじめに

我が国及び世界を取り巻く環境は大きな変革期にあると言える。人々の生活は便利で豊かになり、経済のグローバル化が進んでいる。しかし、解決すべき社会的課題は複雑化してきており、現在の社会システムでは経済発展と社会的課題の解決を両立することは困難な状況になっている。

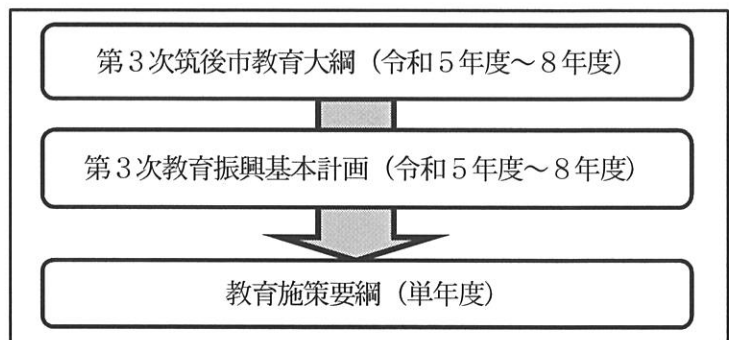
このように世界が大きく変化する一方で、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んできている。我が国は、課題先進国として、これら先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立し、新たな社会である Society 5.0 の実現を目指している。

そのような社会の状況の中、筑後市では「第3次筑後市教育大綱」において、「教育のまち・ちくご」～ちくごで育ち、ちくごを愛し、ちくごを育てる人づくり～を目標とし、学校、家庭、地域、社会教育団体等と連携しながら筑後市の教育を推進するため、次の基本方針を掲げている。

- | | |
|--------|-------------------------------|
| 基本方針 1 | ふるさとちくごへの愛を育てるまちづくりの推進 |
| 基本方針 2 | 子育てしやすいまちづくりの推進 |
| 基本方針 3 | 社会を生きぬく力を育む学校教育の推進 |
| 基本方針 4 | スポーツと文化・芸術を通じた健康で心豊かなまちづくりの推進 |
| 基本方針 5 | 差別のない、人権が守られるまちづくりの推進 |
| 基本方針 6 | 人生100年・人口減少時代を見据えた生涯学習の推進 |

この6つの基本方針を具現化するために、令和5年度から8年度までの4年間の教育委員会の教育行政の基本方針や施策等を示した「第3次教育振興基本計画」と毎年度の学校教育、社会教育及び人権・同和教育の具体的な取組を掲げる「教育施策要綱」を策定する。

また、この作成にあたっては、以下の点に留意した。



(1) 「第3次教育振興基本計画」「教育施策要綱」作成から周知に向けての手続き

- ① 「第6次筑後市総合計画」・「第2期筑後市人口ビジョン・総合戦略」及び「第3次筑後市教育大綱」に基づき、令和8年度までを見通した教育施策方針を明確にする。
- ② 国や県の動向、教育委員会の課題と学校教育の現状分析から、教育の全体構想を作成する。
- ③ 施策事業等の評価から、基本方針と主要課題等を系統的に整理する。
- ④ 教育委員会議決を受けて、各小中学校へ提示する。
- ⑤ 各校は本教育施策を参考にしながら教育指導計画を作成する。

(2) 「第3次教育振興基本計画」「教育施策要綱」作成にあたって留意した点

- 「第3次筑後市教育大綱」に掲げる6つの基本方針を具現化するための事業計画については、「第3次教育振興基本計画」において、学校教育、社会教育、人権・同和教育の教育施策方針に基づき、「主要課題、主な施策」を作成し体系化した。
- 学力・体力に関する全国調査結果、人権意識調査結果等、諸調査の結果を留意して作成した。

(3) 評価と公開

施策の計画・実施・評価にあたっては、筑後市の行政経営システムに即して実施する。

なお、各小中学校の評価については、学校自己評価及び学校関係者評価の活用を図り、保護者や地域へ向けた評価結果の公表を行うなど学校の説明責任を果たすようにする。そして、評価結果を積極的に学校改善に生かすとともに、学校規模や地域性に応じた学校の特色化に努めるようにする。

〔令和5年4月〕

目次

第3次教育振興基本計画

教育委員会組織図及び教育委員会所管施設	1
基本方針	2
教育の全体構想	3
学校教育	
1 教育施策方針	4
2 学校教育の全体像	4
3 教育施策方針と主要課題、主な施策体系	5
社会教育	
1 教育施策方針	6
2 社会教育の全体像	6
3 教育施策方針と主要課題、主な施策体系	7
人権・同和教育	
1 教育施策方針	8
2 人権・同和教育の全体像	8
3 教育施策方針と主要課題、主な施策体系	9

教育施策要綱

学校教育	
○ 学校経営・運営の充実	10
1 確かな学力の向上	11
2 豊かな心の育成	12
3 健やかな体の育成	15
4 小中連携・地域連携の推進	15
5 教育環境の充実	16
社会教育	
1 生涯学習社会の実現をめざす総合的な施策の推進	18
2 青少年の健全育成	18
3 市民の学習要求に応える幅広い学習活動の推進	19
4 歴史と伝統に培われた市民文化の創造	20
5 市民生活を支える健康・体力づくりの推進	21
人権・同和教育	
1 社会における人権・同和教育の推進及び啓発	22
2 学校における人権・同和教育の推進及び啓発	22
(別添資料)	
筑後市教育委員会 各課分掌事務一覧	23
令和8年度 小中学校児童・生徒数一覧	25
教育委員会 緊急対応マニュアル	26
いじめ対策フロー図	28

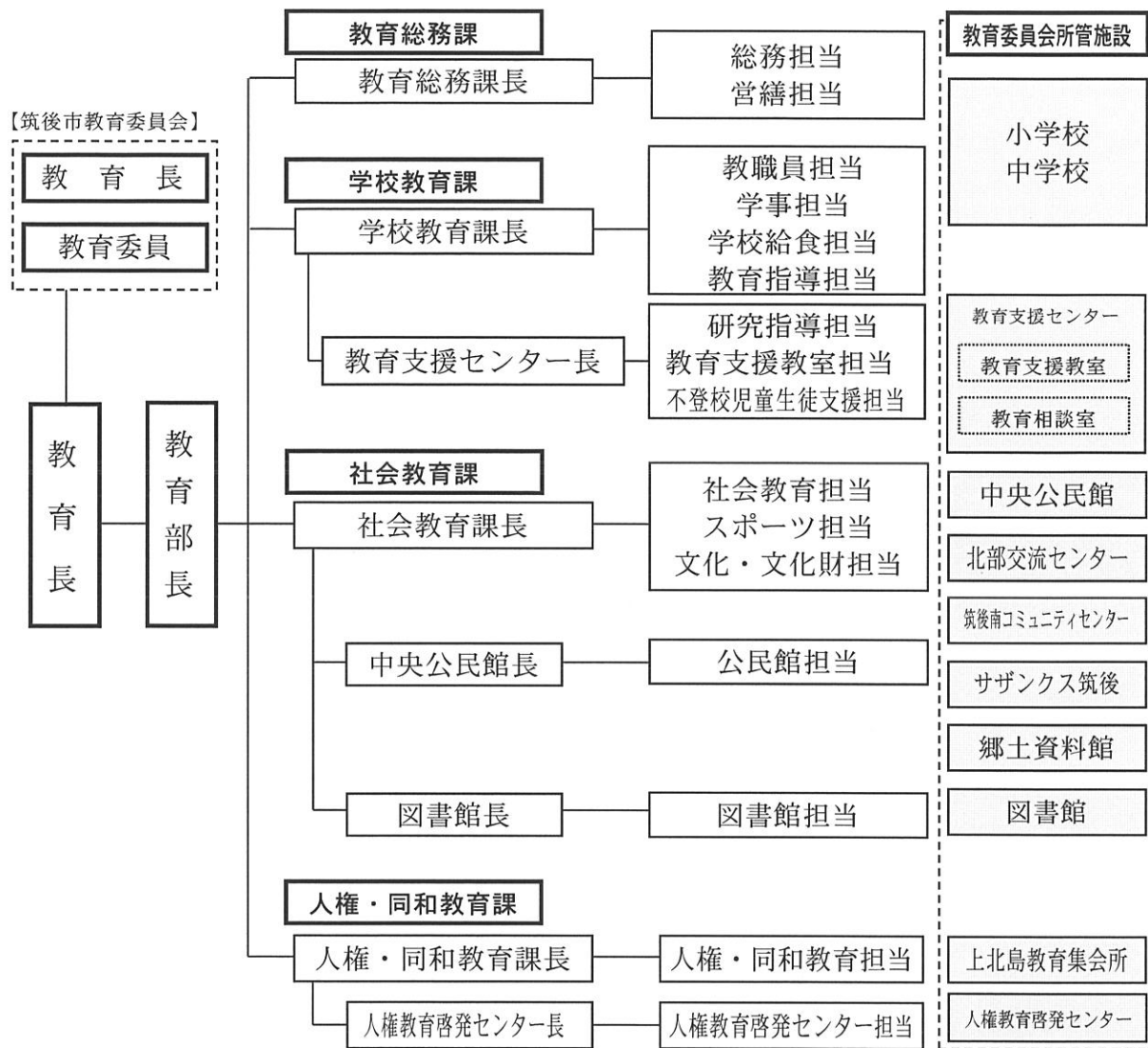
第3次教育振興基本計画

(令和5年度～8年度)



筑後南小学校 令和8年2月に全面完成

教育委員会組織図及び教育委員会所管施設



完成したばかりの運動場で行われた筑後南小第1回運動会

基本方針

筑後市における教育行政については、「第6次筑後市総合計画」・「第2期筑後市人口ビジョン・総合戦略」及び「第3次筑後市教育大綱」をもとに「第3次教育振興基本計画」（令和5年度～8年度）と「教育施策要綱」（単年度）を策定し、教育施策の重点化や内容・方法の充実に努める。

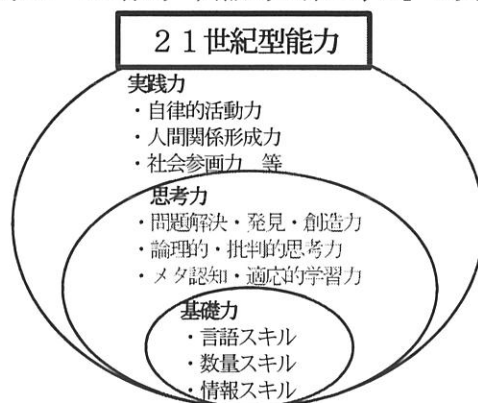
本教育振興基本計画と教育施策要綱においては、以下に示す学校教育、社会教育、人権・同和教育において、その方針をたて取組の具体化を図るものとする。

1 学校教育

平成29年に告示された学習指導要領では、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの資質・能力の育成を掲げ、「主体的・対話的で深い学び」への学習の転換が求められている。また、令和3年の中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」では、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」を目指し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を求めている。

筑後市では、学習指導要領の趣旨に沿って、社会を「生きぬく力」の育成を目指し、全ての小中学校において具体的な取組が実施されるよう推進する。また、「知」「徳」「体」の育成を柱として、21世紀型能力（基礎力・思考力・実践力）を併せた、社会を「生きぬく力」の育成を目指す。

学校教育では、市内小中学校及び教職員に対し、各種研修会や指導の充実を図るとともに、施設整備・人的整備・環境整備等の観点から各種事業を推進することで、一人一人の子供の資質・能力の育成を目指す。



〔国立教育政策研究所〕資料から抜粋

2 社会教育

社会教育においては、急激な社会・経済情勢の変化や情報化、少子高齢化などの社会変動の中で、人の生きる価値観も大きく変化しており、物の豊かさから心の豊かさへの転換が求められている。

このような状況のもと、市民が生涯にわたって主体的に学び、その成果を自らの生活や仕事にいかすとともに、学び合いを通して地域のつながりを強める「生涯学習を通したまちづくり」を目指す必要がある。

そのために、市民が生涯の各時期における様々な場において適切な学習機会を享受できるよう、生涯にわたる学習活動の展開及び支援を進めるとともに、学びの成果を生かせる生涯学習社会の実現を図る。そして、人口減少や高齢化、つながりの希薄化等の課題に対し、住民が自ら地域運営に主体的に関わっていく社会の実現を目指す。

また、市民の生きがいづくりを目指して、文化芸術・スポーツ活動、郷土の歴史や伝統文化の継承、文化財の保護・保存・活用、青少年の健全育成のほか、読書活動、公民館活動を含め、効果的・効率的な事業の推進に努める。

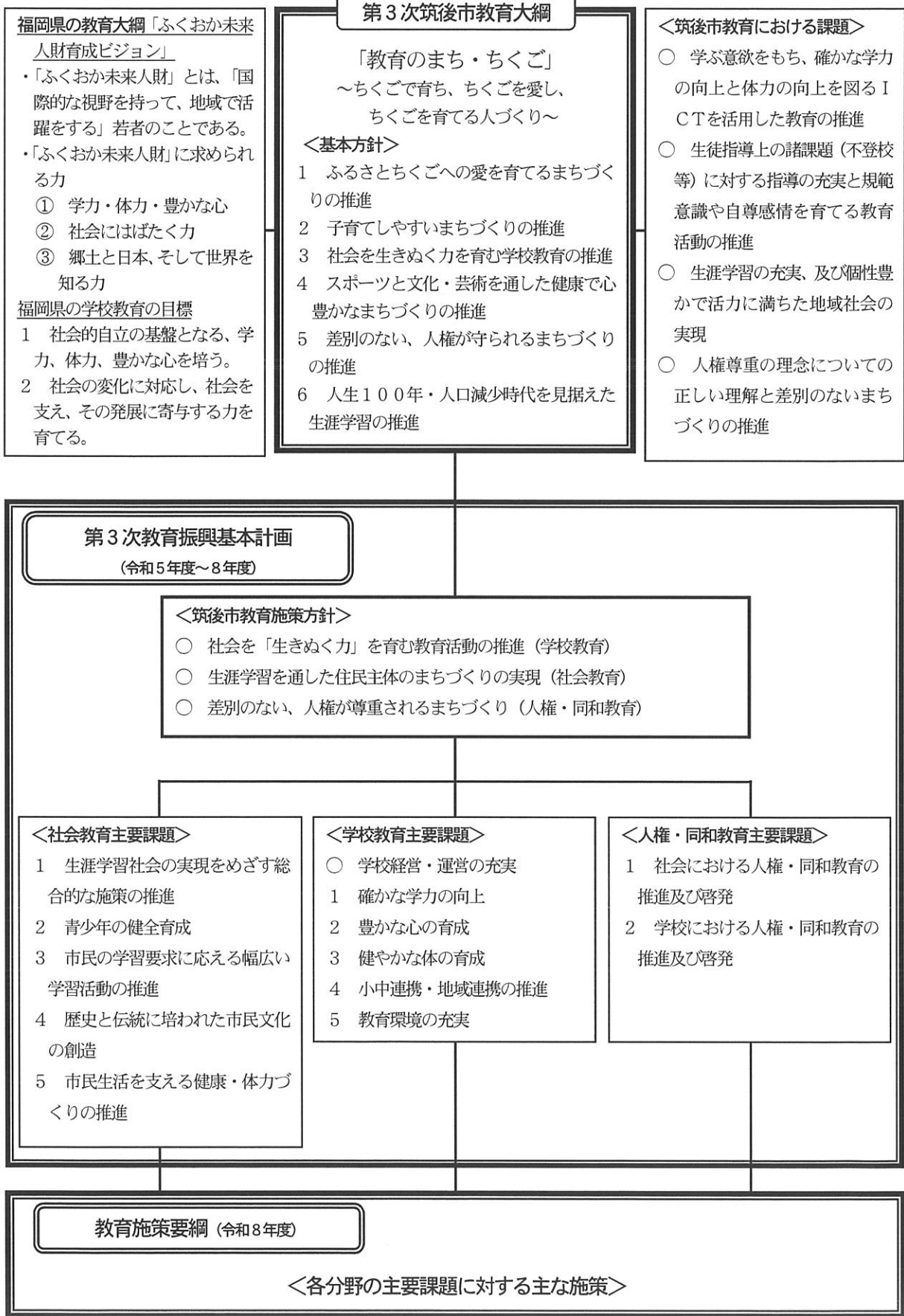
3 人権・同和教育

2015年9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発目標（SDGs）」の中に人権に関わる目標が掲げられるなど、国際的な人権の潮流の中、国内においては同和問題をはじめ女性・子ども・障害者・外国人・性的少数者等に関する差別や、インターネット上における差別を助長・誘発する書き込み、特定の民族や国籍の人々を排除するヘイトスピーチなどの様々な人権問題が生じている。

このような状況の中、個別の差別解消のための法律「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」が施行されるなど、「すべての人の人権が尊重され、自分らしく安心して生きていける社会」を目指す必要性がますます高まっている。

そのため、人権・同和教育においては、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、差別解消のために市民が人権尊重の理念についての正しい理解と人権意識の向上を図るよう、人権・同和教育及び啓発の一層の推進に努める。

教育の全体構想



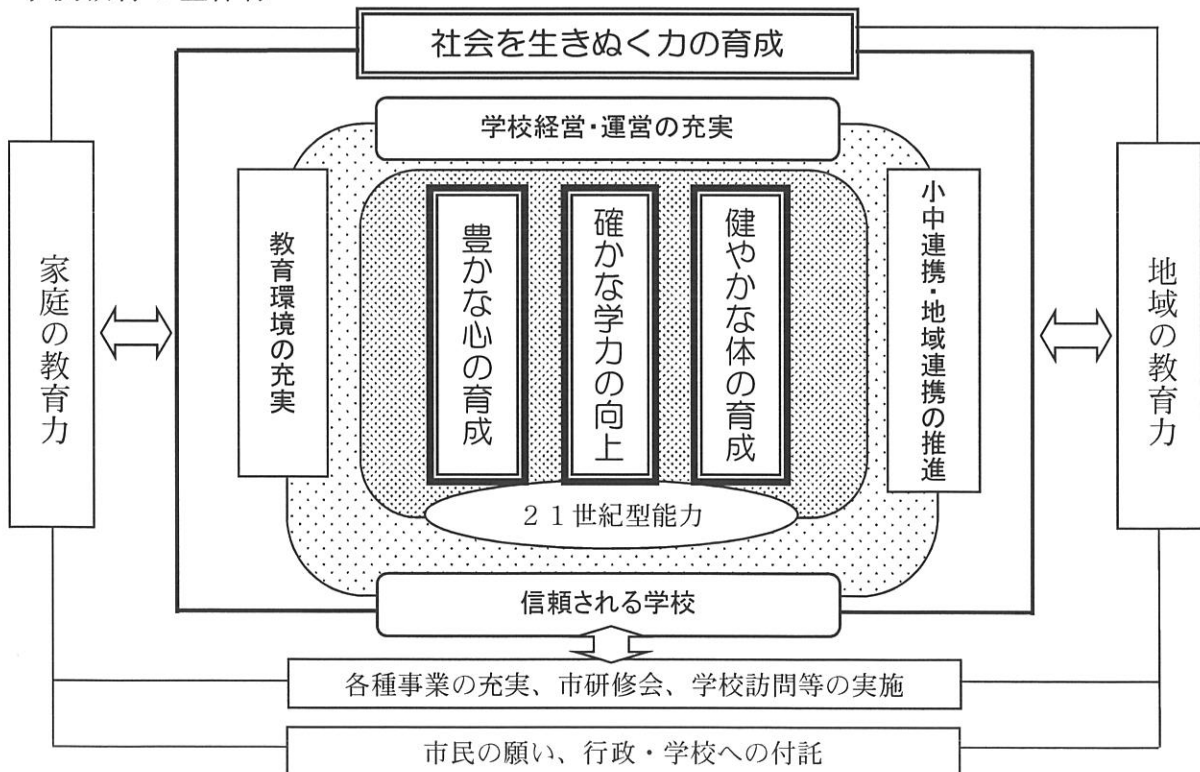
学 校 教 育

1 教育施策方針

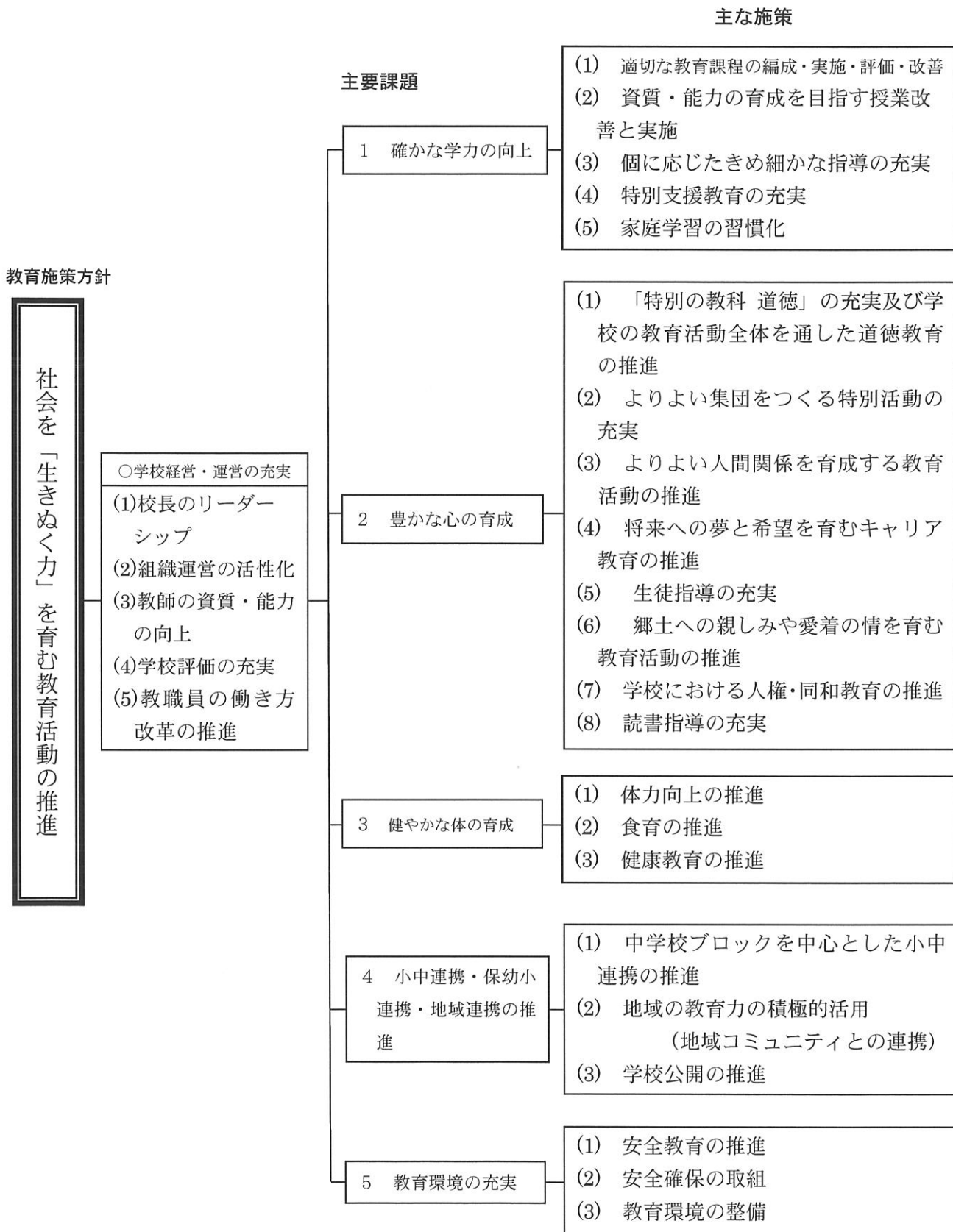
社会を「生きぬく力」を育む教育活動の推進

- 変化の大きい社会情勢の中、児童生徒に将来の社会を「生きぬく力」を育むことをめざし、社会的自立の基盤につながる「確かな学力の向上(知)」「豊かな心の育成(徳)」「健やかな体の育成(体)」の三つの柱に施策を重点化する。各学校は、将来を「生きぬく」ために調和のとれた感性豊かな児童生徒の育成をめざし、21世紀型能力(基礎力・思考力・実践力)の育成を取り入れた適切な教育課程を展開する。また、これまでの教育実践とICTを適切に組み合わせ、効果的で効率的な教育活動を展開する。
- 教育活動全体を通して児童生徒や保護者・地域に「信頼される学校」づくりを行う。また、教育委員会及び学校が一体となり、地域や保護者に対し、「社会に開かれた教育課程」の編成、実施、評価及び改善に努力する。さらに、児童生徒及び保護者にとって「安全・安心な学校」であるよう教育環境を整備する。
- 特色ある教育活動を通して、地域社会の一員としての自覚をもち、郷土の伝統と文化を大切にす「郷土を愛する心」をもつ児童生徒の育成をめざす。
- 様々な場において小中連携の考え方を大切にし、9ヶ年を通して筑後市の児童生徒を育成するという見通しと計画をもって教育活動を推進する。
- 学校評価のマネジメントサイクルを中核において、学校経営の改善・発展をめざす取組を行う。
- 各年齢層の課題に応じた人材育成(研修)を積極的に行い、教職員の資質・能力の向上を図る。
- 家庭や地域と積極的に連携し、教育活動の活性化を図る。
- 持続可能な教育環境づくりと学校規模の適正化のために小学校の再編を進める。

2 学校教育の全体像



3 教育施策方針と主要課題、主な施策体系



社会教育

1 教育施策方針

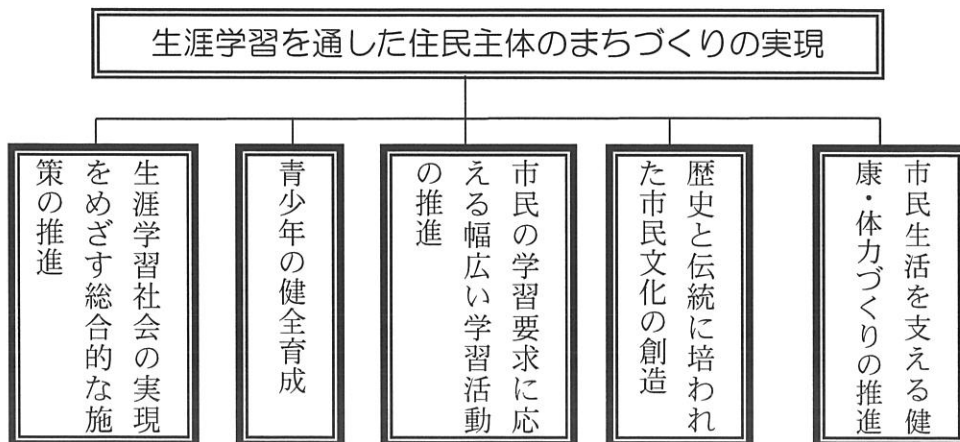
生涯学習を通じた住民主体のまちづくりの実現

社会教育においては、文化芸術・郷土文化の継承やスポーツ活動、公民館活動などの自己表現や地域貢献の機会に触れ、生きがいを感じることができる活動に、市民が主体となって積極的に取り組むことが重要である。

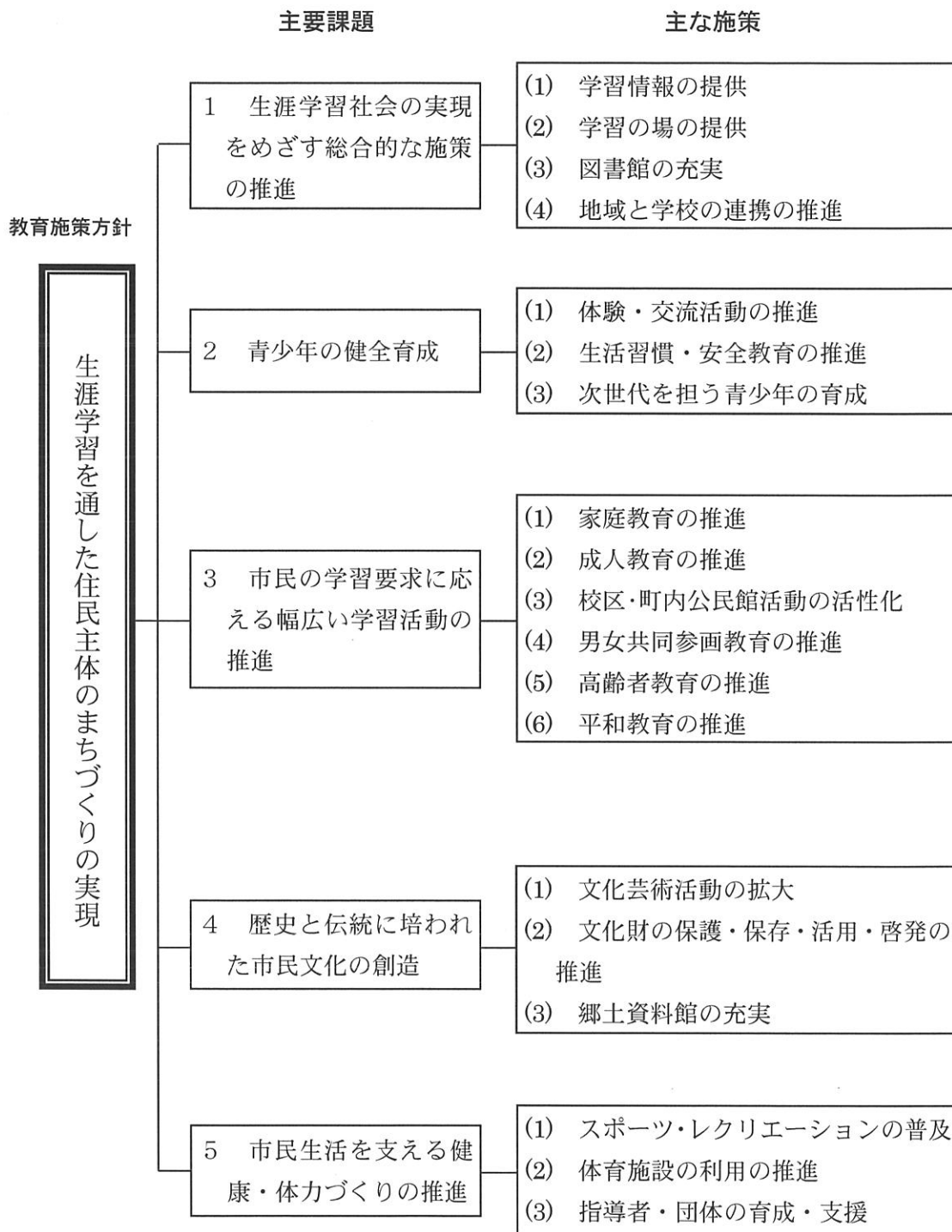
このため、「まなび、いかし、つなげて地域をつくる」を目標とし、住民の主体的な生涯学習によるまちづくりを支援するための施策を推進する。

- 「学校を核とした地域づくり」を目指し、学校と地域が連携して取り組む「地域学校協働活動事業」の拡充を図る。
- 市民一人ひとりが生きがいのある豊かで充実した人生を送るために「まちづくりは人づくり」を基本理念に、すべての市民が学習できる環境整備をあらゆる分野において推進し、人材育成を図る。
- 青少年を取り巻く社会環境は、情報化、少子高齢化へと急速に進んでいる。また、人間関係の希薄化により、地域社会や家庭による教育力が低下しているため、家庭・学校・地域の関係する機関・団体が連携し、青少年の健全育成をサポートする。
- 家庭や地域の教育力を向上させるため、各機関・団体との連携を図る。
- 文化・芸術・文化財団体の自主的な活動を支援するとともに、一層の創造的な文化の向上に努める。また、郷土の遺産であり、貴重な財産である文化財の保護・活用に努めるとともに、「ふるさと筑後」に対する愛着心を育むよう努める。
- スポーツやレクリエーション活動は、心身の健全な発達や健康の維持管理に欠かせない重要な要素である。このため、年齢や性別にとらわれることなく、だれでも気軽に親しめるようスポーツやレクリエーションの普及・振興に努める。
- スポーツへの関心を高めるとともに、「する」「みる」「ささえる」の各分野でスポーツに参画する人口の拡大に努める。
- 学びの場である郷土資料館、図書館等、社会教育施設の利用者数の増加に取り組む。

2 社会教育の全体像



3 教育施策方針と主要課題、主な施策体系



人権・同和教育

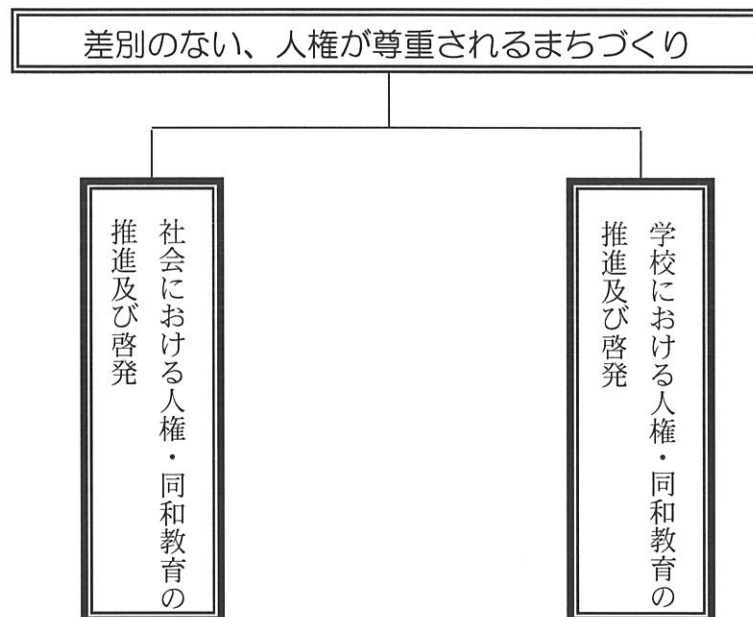
1 教育施策方針

差別のない、人権が尊重されるまちづくり

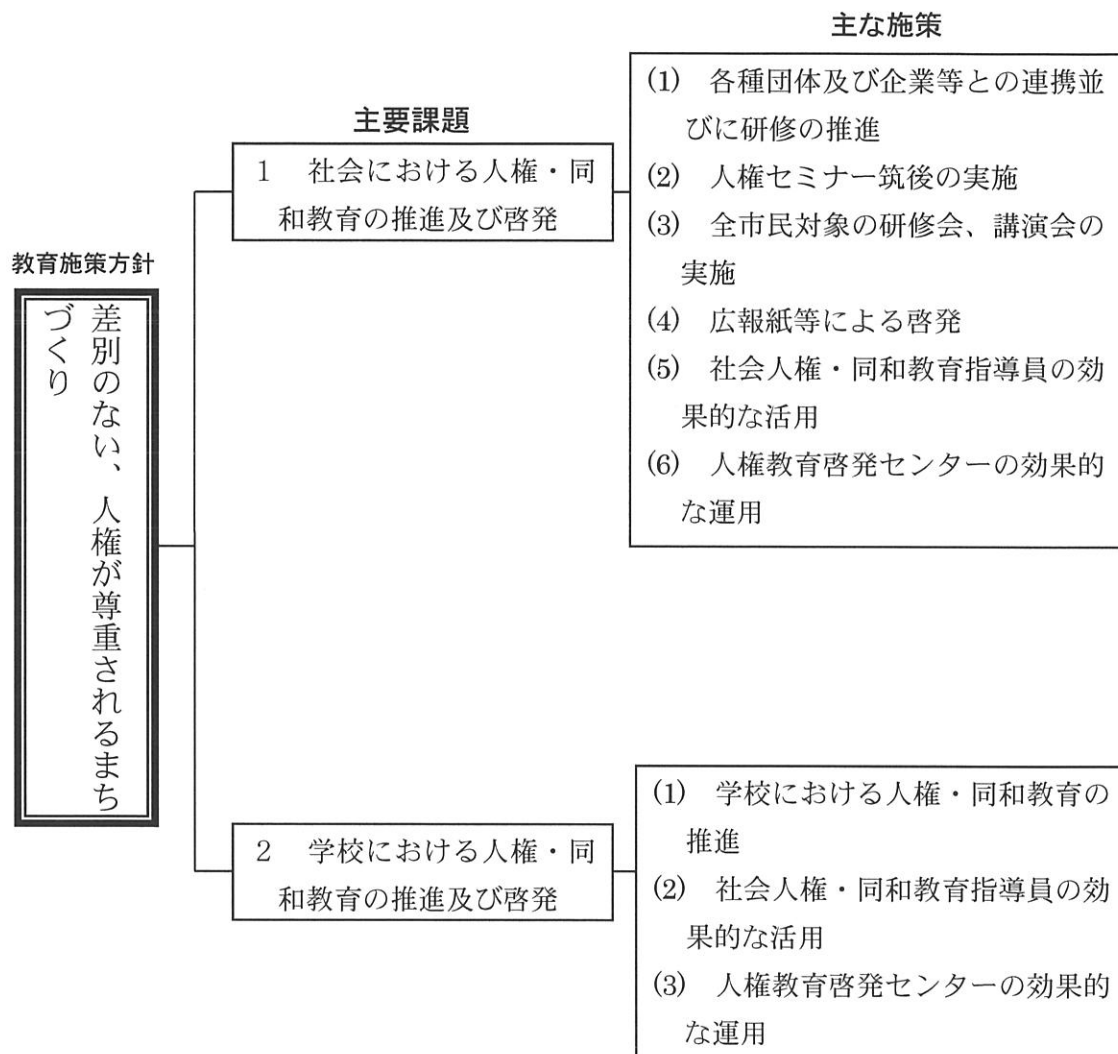
人権・同和教育は、同和問題をはじめとする様々な人権課題の解決を目指す教育であり、互いに人権を尊重し、基本的人権を保障する民主主義社会の実現を目指す教育でもある。人権啓発は、人権尊重の理念の普及と理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動である。学校における人権・同和教育については一定の成果が見られる一方で、社会における人権・同和教育の推進及び啓発については、その広がりや深まりという点で課題がある。人権尊重社会の確立のためには、人権や人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、人権問題を自分の問題として解決しようとする意識を高めるような人権教育及び人権啓発が重要である。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「筑後市人権教育・啓発基本指針」に基づき、学校・行政・市民・企業及び関係諸団体との連携を密にし、市民の人権教育・人権啓発を積極的に進めることにより、人権尊重の理念についての正しい理解の定着を図るように努め、差別のない人権が尊重されるまちづくりを進める。

2 人権・同和教育の全体像

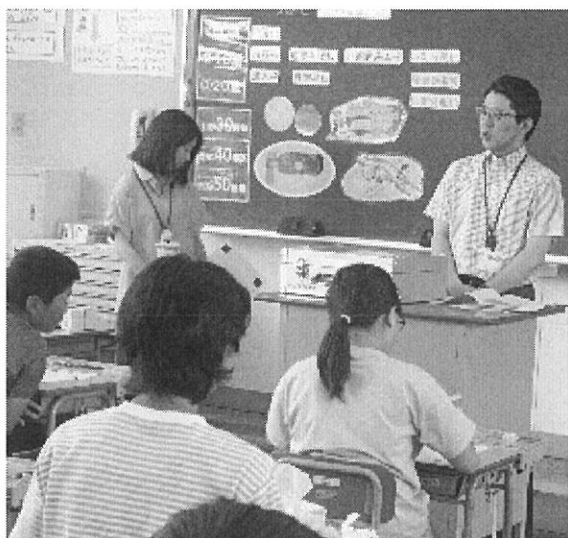


3 教育施策方針と主要課題、主な施策体系



教育施策要綱

(令和8年度)



租税教室



学習支援



サザンクス筑後アートミーツ

学校と地域・筑後市との連携・協働

学 校 教 育

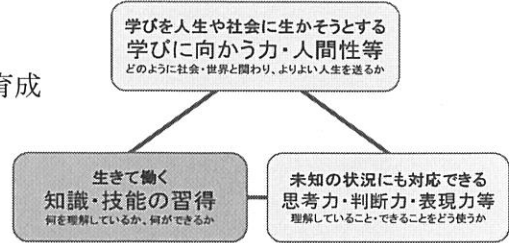
- ◎…本年度重視する取組
- …各小中学校が中核となって推進する取組
- ◆…教育委員会が推進する取組

○ 学校経営・運営の充実

(1) 校長のリーダーシップ

- ◎ 経営ビジョンの明確かつシンプル化
- 学校経営・運営におけるICT等の積極的な活用
- 新しい時代に必要となる資質・能力(右図参照)育成のための学習指導要領の確実な実施
- ◆ 筑後市学力向上推進委員会及び筑後市立小中学校教職員不祥事防止対策委員会の更なる充実

新しい時代に必要となる資質・能力



(2) 組織運営の活性化

- 校務分掌組織を生かした職務遂行による全教職員の職能成長
- 校内の課題やPDCAサイクルにおけるCAでの的確な分析と改善
- ◆ 学校訪問における、各校の課題に応じた具体的な改善策の提示

(3) 教師の資質・能力の向上

- ◎ 児童生徒が表明する意見に対応できる教師(カウンセリングマインド「受容」「傾聴」「共感」)の育成
- 授業改善を目指した職員研修(主題研究、一般研修、校外研修、自主研修)の充実
- 教師の資質・能力の向上と人材育成を目指すOJTの推進
- 研修ステージ(基礎・向上、充実・深化、発展①②③)に応じた教員研修の推奨
- ◆ 各校の重点目標達成に向けた授業改善を図ることを目的とした学校訪問の充実
- ◆ 小学校英語専科教員の配置
- ◆ 教育課題(不登校・学力向上等)解決のための継続的な指導・助言
- ◆ ICT等を活用した主体的・対話的で深い学びの実現を目指した授業改善(モデル授業の公開)
- ◆ 体験とICTを効果的に生かした最適な学びの提示
- ◆ 教育支援センター研究員の個人研究や市の教育課題解決(若い教師に向けた学級経営のノウハウ)を目的とする研究への指導・助言
- ◆ 学習指導要領の実施及び不登校やいじめの課題等、市の教育課題に対応できる指導力の向上を目指した教職員のキャリアに応じた市主催研修会の実施
 - ・授業づくり ・学校経営及び学校運営 ・不祥事防止 ・生徒指導
 - ・各種研修の内容伝達 ・特別支援教育 等
- ◆ 校内研修や校内OJT、ふくおか教育論文作成等への指導主事による積極的な支援
 - ・校内研修や校内OJTへの指導主事派遣 ・執筆者への個別支援

(4) 学校評価の充実

- ◎ 学校の重点目標達成に向けた達成可能及び測定可能な具体的指標(成果指標、取組指標)の位置付け
- PDCAマネジメントサイクルの実施
- 校務分掌組織を活用したボトムアップ型の学校評価の実施
- 学校運営協議会の協議及び評価結果の公表

(5) 教職員の働き方改革の推進

- ◎ ICT等の積極的な活用による教材研究、校務支援ソフトによる校務等の効率化
- 筑後市教職員の働き方改革取組指針に基づいた働き方改革の実行
- 小学校における交換授業等の積極的な実施
- 週時程や時制の工夫による教職員業務時間の確保
- 地域の教育資源の開発及び共有
- ◆ 筑後市教職員の働き方改革取組指針に基づいた働き方改革の推進

- ◆ 学校閉庁日の設定（夏・冬 計6日間程度）
- ◆ 筑後市部活動地域展開検討委員会及び部活動指導員連絡会議の開催
- ◆ 部活動指導員の配置

1 確かな学力の向上

（1）適切な教育課程の運営

- ◎ SDGs・ワンヘルス等の現代的な課題をテーマとした総合的な学習の時間の確実な実施
- ◎ ICT等の活用と主体的な体験活動を明確化した教育課程の編成、実施、評価及び改善
- 学習指導要領に基づいた適切な教育課程経営
 - ・ 育成すべき資質・能力を明確にした指導すべき内容（質的）の管理
 - ・ 標準授業時数の確保と適切な実施（量的）の管理
 - ・ 授業のまとめ（単元計画）が構想された授業づくり
- 教育指導計画に基づく教育課程の編成、実施、評価及び改善（カリキュラム・マネジメント）
- 小学校3、4年生の外国語活動及び5、6年生の外国語科学習におけるALTの適切な活用
- 授業評価の確実な実施と授業改善
- ◆ 学校の要請に応じた支援等の実施
- ◆ 実態に基づいた、ALTの適切な派遣計画作成

（2）資質・能力の育成を目指す授業改善と実施

- ◎ 学びの土台（学習態度や学習規律、基本的な生活習慣、学び方の共通理解等）の定着
- ◎ 情報活用能力育成及びICT等の積極的な活用を目指した授業づくりの実践
 - ・ 電子黒板、大型モニター、タブレットPC等の積極的な活用
 - ・ 情報モラルに関する指導
 - ・ オンデマンド学習の実践
 - ・ デジタル教科書の活用
 - ・ 授業支援ソフトを活用した授業展開
- 学力調査等の分析及び日常の授業の見取りを基にした学力向上プランの作成並びに検証改善サイクルの確実な実施と点検
- 見方・考え方を働かせ、「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業改善
- 小学校における交換授業等の積極的な実施（教材研究の充実）
- 授業における学校コンピュータ運用支援員の効果的な活用
- 一人一台端末を有効に活用した授業
- ◆ 今日的課題に対して重点を絞った教育支援センター研修講座の実施
- ◆ 授業力向上を目的とした校内研修会の指導・助言
- ◆ 市内教職員の専門性を活用するためのコーディネート（モデル授業）
- ◆ 若年研修1年目の教員に対する学習参観及び指導・助言及び2、3年目の教員に対する支援
- ◆ ICT等に関する環境整備の充実
 - ・ タブレットPCや大型提示装置、ネットワーク機器等の適切なメンテナンスの実施
 - ・ 一人一台端末の積極的活用の奨励
- ◆ ICTスキルの向上に向けた共通到達目標の改訂

（3）個に応じたきめ細かな指導の充実

- ◎ 電子ドリル教材を活用した個に応じた指導
- 学ぶことに挑み続ける子どもを育む鍛ほめプロジェクトの推進
- 専科指導及び交換授業の積極的推進
- TT（ティームティーチング）や少人数指導による個別の課題把握と、基礎・基本の定着に向けての指導の充実
- 指導方法工夫改善担当教員を中心とした習熟度別・課題別等少人数指導の実施

- ・ 補充や発展を意識した単元構成の開発
- ・ 個別指導やグループ指導等多様な指導形態を位置付けた授業の実施
- 日本語指導が必要な児童生徒に対する日本語指導の実施
- 長期欠席（不登校等）の児童生徒に対するICT等の活用を含めた学びの保障
- 養護教諭や栄養教諭等の積極的活用による授業改善
- ◆ 小学校に外国語科専科教員の配置
- ◆ 小学校に日本語指導教員の配置
- ◆ 中学校に個別の課題に対応する「基礎学力向上教員」の配置

(4) 特別支援教育の充実

- ◎ 特別支援学級担任における学級経営の充実
- ◎ 特別支援学級における、個の実態やニーズに応じた年間指導計画の作成と授業の具体化
- ◎ 特別支援教育コーディネーターを中核とした校内支援体制の充実
- 特別な配慮を要する児童生徒の実態に応じた自立活動の充実
- 通級指導教室における、個別の課題に応じた学習指導の展開と教育相談の実施
- 特別な配慮を要する児童生徒に対する個別の教育支援計画及び個別の指導計画等の作成
- 交流及び共同学習の目標・内容を明確にした授業づくり
- 支援を必要とする児童生徒への合理的配慮の提供
- ユニバーサルデザインの視点を生かした授業の具体化
- 特別支援教育支援員の効果的な活用
- ◆ 特別支援教育支援員の適切な配置及び運用の指針の提示
- ◆ 特別支援学級の施設整備の充実
- ◆ 幼稚園等と連携した就学児の実態把握
- ◆ 特別支援教育コーディネーターへの教育課程の適切な運用等に関する研修

(5) 家庭学習の習慣化

- ◎ タブレットPCを活用した家庭学習の推進（電子ドリル等の積極的な活用）
- 発達段階に応じた達成可能な家庭学習時間、学習内容及び学習方法の具体的提示
- 家庭学習の必要性や具体的な取組を示した「家庭学習の手引き」作成と保護者への啓発
- ◆ 保護者への啓発資料「ちっこ『子育て』の心得4提言（小学校版）」「子どもの健やかな成長のための4提言（中学校版）」の作成・配布

2 豊かな心の育成

(1) 「特別の教科 道徳」の充実及び学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進

- 年間指導計画に基づいた確実な実施
- 「特別の教科 道徳」における「考え、議論する道徳」の授業の実施
- 規範意識の醸成と社会奉仕体験の重視
- ◆ 社会教育団体や家庭、地域と連携した「あいさつ運動」の実施

(2) よりよい集団をつくる特別活動の充実

- ◎ 学級目標達成に向けたよりよい集団づくりを目指す学級活動の確実な実施
- 人間関係を形成する力を養う学校行事の実施、よりよい集団活動の展開
- 自尊感情の向上及び規範意識の高い児童生徒を育成するための指導の充実
- ◆ 学校訪問等での指導・助言

(3) よりよい人間関係を育成する教育活動の推進

- ◎ コミュニケーション能力を育成するための意図的な日常指導の充実
- ペア学習やグループ学習等を積極的に位置付け、児童生徒の相互交流や相互理解を促す指導

形態の工夫

- 自他の考えを認め、自他を大切に作る仲間づくりの取組
- 道徳科や特別活動で培った人間関係づくりに必要な態度や技能を発揮する学習及び生活場面での取組
- ◆ 九州大谷短期大学との連携による大学生を活用したよりよい人間関係を育成する活動の充実
- ◆ 筑後市学校人権・同和教育研究協議会や市主催研修会等による人権・同和教育の充実

(4) 将来への夢と希望を育むキャリア教育の推進

- ◎ 将来に対して夢や目標をもつことができる児童生徒を育成するための指導の充実
 - ・学級活動(3)の計画的な実施
 - ・伝記等を通じた偉人の生き方に対する感受性の涵養
- 職業一般に関する知識や技能の育成を通じた勤労観、職業観の醸成
 - ・職場見学・職場体験の実施
- 主体的に進路を選択できる能力・態度の育成
- キャリア・パスポートを活用した自己の振り返りと生き方を見通すための指導の充実
- ◆ 小学生と保護者を対象とした「親と子で学ぶキャリア教育」の実施
- ◆ 市内事業所等と連携した職場見学・職場体験の推進

(5) 生徒指導の充実

- ◎ 不登校やいじめの課題等への対応の充実
 - ・不登校対策の三つの視点(未然防止、早期発見・早期対応、継続した支援)に沿った支援の充実(福岡アクション3の確実な実施と保護者のアクション3の周知)
 - ・不登校兆候及び不登校児童生徒への「マンツーマン方式」による対応の充実
 - ・SC(スクールカウンセラー)、SSW(スクールソーシャルワーカー)、SS(スクールサポート)等、こども家庭サポートセンター等専門家の適切な活用と、不登校児童生徒支援員及び関係諸機関との連携による教育相談機能の充実
 - ・学校や保護者、教育支援教室「スマイル」等関係機関と連携した組織的取組の実施
 - ・国、県、市、学校が定める「いじめ防止基本方針」に沿ったいじめ防止対策の充実
 - ・いじめの認知を高めるための「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引【改訂版】」等を基にした学校生活アンケート等の積極的活用を通じた児童生徒の実態把握
 - ・校内委員会等の定期的な開催と校内指導体制の充実
 - ・教育相談の年間計画への計画的な位置付けと全職員による積極的実施
 - ・教職員の課題意識を高める校内研修会の実施
 - ・学校、家庭、地域及び学校警察連絡協議会や行政機関、専門機関等との積極的連携
- 生徒指導提要に基づく生徒指導の基本的方向性の共有(発達支持的生徒指導)
- 授業改善
 - ・生徒指導の実践上の四つの視点(自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成)を生かした日常的な指導の工夫
 - ・「受容」「傾聴」「共感」など、カウンセリング・マインドを活用した授業構成力及び明確な授業展開を目指した運営力の向上の向上及び教育相談の実施
- インターネット・SNSの適正利用に関する授業の実施
- 保護者と学ぶ児童生徒の規範意識育成事業の実施
- ◆ 筑後市不登校対策委員会の開催
- ◆ 不登校やいじめの課題等に対応する研修会の実施
- ◆ 不登校に対する早期対応、継続した支援を推進する教育支援教室「スマイル」の運営及び教

育支援教室指導員、不登校児童生徒支援員の配置

- ◆ 筑後市いじめ問題対策連絡協議会の開催
- ◆ 久留米大学との連携による大学生を活用した諸活動の充実
- ◆ 西南学院大学との連携による教育相談及び大学生を活用した児童生徒理解の充実
- ◆ 教育相談機能の充実を図るためのSC、SSWの配置
- ◆ 筑後市SCSV（スクールカウンセラースーパーバイザー）による学校支援訪問の実施
- ◆ 家庭と学校及び関係機関とをつなぐSSWの効果的な配置と運用
- ◆ 校内支援センターの整備
- ◆ 関係機関との連携によるこどもの居場所 Links（リンクス）の運営
- ◆ 「恋のくにひと想うまち筑後のスマホ宣言」によるSNSの適切な利用についての啓発

（6）郷土への親しみや愛着の情を育む教育活動の推進

- 我が国の伝統文化と異文化に対する理解を育む国際理解教育の充実
- 地域の自然や人、施設、行事、産業等と触れ合う機会の充実と、得られる感動体験の重視
 - ・郷土資料館の効果的な活用
- 地域の歴史や伝統、文化（方言等）についての理解を深めさせる活動の工夫
- 「筑後市の偉人伝」の活用推進
- 地域が抱える課題や未来について考えたり話し合ったりする活動の実施
- ◆ 地域行事の紹介

（7）学校における人権・同和教育の推進

- ◎ 人権を尊重する学校づくりの推進
 - ・校長のリーダーシップの発揮と人権・同和教育担当者のコーディネーター的役割の推進
 - ・人権が尊重される学習活動づくり、人間関係づくり、環境づくりの推進
 - ・「協力」「参加」「体験」を重視した指導の充実
 - ・児童生徒の肯定的な自己認識力（セルフイメージ）の形成と受容的・共感的・支持的人間関係の育成
 - ・人権教育啓発センターの積極的な活用
- 「人権尊重の精神の涵養」と「学力と進路の保障」
- 教育活動全体を通じた人権・同和教育の推進
- 「人権教育の指導方法等の在り方について[第一次～三次とりまとめ]」「福岡県人権教育・啓発基本指針」「福岡県人権教育推進プラン」「人権教育指導者用手引きⅡ」及び「筑後市人権教育・啓発基本指針」等に基づいた人権・同和教育の計画的な推進
 - ・人権・同和教育の全体計画及び年間指導計画・研修計画の作成
 - ・同和教育副読本「かがやき」、人権教育学習教材集「あおぞら」「あおぞら2」、部落問題学習指導事例集「生きるⅡ」の年間指導計画への位置付けと意図的・計画的な活用
- 男女共同参画教育や性の多様性に関する教育への理解と実践
- ◆ 採用2年目までの教職員を対象とした研修会（南筑後教育事務所による出前講座）の実施
- ◆ 筑後市学校人権・同和教育研究協議会との連携
- ◆ 課題に応じた適切な研修会の実施

（8）読書指導の充実

- 読書意欲や学習意欲を高める学校図書館教育の推進
 - ・学校図書館活用による情報活用能力の育成
 - ・図書司書等と連携した読書指導の充実（「読書のよさ」の普及）
 - ・読書活動の充実と読書習慣の定着を目指す委員会活動の活性化（「うちどく」の推進）
- 市立図書館からの団体貸出し等を利用した読書活動の充実

- 筑後地区学校図書館協議会の運営と市内参加者の積極的奨励
- ◆ 学校図書司書・図書事務の全校配置及び研修の実施

3 健やかな体の育成

(1) 体力向上の推進

- ◎ 体力向上プランに基づいた小学校・中学校における体育・保健体育科学習指導の工夫改善
- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の実施と実態分析に基づく自校課題の明確化と体力向上プランの作成
 - ・「1校1取組」を位置付けた体力向上プランの作成と評価の具体化
- 「スポコン広場」への登録と積極的な実践
- 休み時間の過ごし方の見直しや固定遊具施設等の積極的活用による日常的な体力づくり
- 安全に運動ができるための体育館や運動場を含めた環境づくり
- ラジオ体操の実践
- ◆ 「スポコン広場」筑後市記録会の実施
- ◆ 体育科の授業力向上に向けた支援（体育担当指導主事の配置）
- ◆ 福岡ソフトバンクホークス、ルリー口福岡との連携

(2) 食育の推進

- ◎ 特別活動や総合的な学習の時間等を活用した食育に関する学習指導の実施
 - ・栄養教諭による、計画的・継続的学習指導の実施
 - ・食に関する正しい知識の理解と適切な判断力及び実践力を育てるための食育カリキュラムを活用した指導の実施
- 食育全体計画及び推進計画に沿った指導の充実
 - ・食育カリキュラムの活用
- 給食時間の指導と家庭との連携の充実
- 望ましい食習慣の形成を目指した指導の充実
- ◆ 学校給食会と連携した事業の実施
 - ・弁当の日
 - ・サラダコンクール

(3) 健康教育の推進

- ◎ 基本的な生活習慣の育成
 - ・「早寝・早起き・朝ごはん」の取組の推進
 - ・睡眠時間の十分な確保に向けた取組の推進
- 様々な感染症への対応の理解と実践
- ワンヘルス教育の理解と実践の積み上げ
- 性に関する教育、薬物乱用防止教育及び飲酒・喫煙防止教育等の充実
- ◆ 保護者への啓発資料「ちっご『子育て』の心得4提言（小学校版）」「子どもの健やかな成長のための4提言（中学校版）」の配布・周知

4 小中連携・保幼小連携・地域連携の推進

(1) 中学校ブロックを中心とした小中連携の推進及び保幼小連携

- ◎ 小中学校の実態を相互理解するための職員研修や学習参観、授業交流等の推進
- 運営委員会による各ブロックの状況や課題の把握、連携の在り方の方向性の検討及び具体的な推進計画の作成
 - ・各中学校ブロックでの共通実践の推進

- ・教育指導計画への位置付け
- 生徒指導や進路に関する連絡会や人権・同和教育の小中合同研修会等、小中教職員による定期的な情報交換の実施
- 保育園、幼稚園、こども園等からの就学児情報の確実な引継ぎ
- ◆ 筑後市小中連携推進委員会の開催
- ◆ 授業交流への指導主事等派遣
- ◆ 「小中連携だより」の定期的な発行
- ◆ 保幼小連携に向けた他課との情報共有及び連携に向けた体制整備

(2) 地域の教育力の積極的活用（地域コミュニティとの連携）

- ◎ 教科の目標分析に基づく、「ひと、もの、こと」の教材化と年間指導計画への位置付け
 - ・「ひと、もの、こと」を活用し、体験的活動を位置付けた学習の展開
- 「ひと、もの、こと」の発掘及び人材リスト等の作成
- 学童保育所や社会教育団体等との積極的な情報交換
- コミュニティ・スクールの内容の充実（主体性を育む体験機会の拡充）
- 地域学校協働活動推進員の積極的活用
- ◆ 学校運営協議会と地域学校協働本部の連携強化
- ◆ 地域伝統文化等の教材化や社会教育との連携の奨励

(3) 学校公開の推進

- ◎ 学校だよりやホームページの更新による情報の積極的発信
- 学校公開日を設ける等の教育活動の積極的公開（「ちっご教育の日」及び「ふくおか教育月間」の取組との関連）
- ◆ 各校のホームページの定期的な確認
- ◆ 「ちっご教育の日」関連事業の実施

5 教育環境の充実

(1) 安全教育の推進

- ◎ 防災に関する指導の実施
- 交通安全及び水難防止、防犯等に関する指導の実施
- 災害に対する避難及び不審者対応に関する訓練の実施
- 児童の下校状況や交通環境等を考慮した集団下校の実施、通学路確認の実施
- 理科薬品の使用、理科、家庭科、技術・家庭科、図画工作科、美術科等学習指導時における危険物及び火気等使用時の指導の徹底
- 安全・衛生に気を付けた給食指導の実施
- AEDを用いた救急救命研修
- アナフィラキシー等の各種対応研修

(2) 安全確保の取組

- ◎ 学校危機管理マニュアルの周知の徹底と見直しの常時検討、避難訓練を通じた教職員の実践的訓練及び研修の充実
- 理科、体育科、保健体育科、図画工作科、美術科、家庭科、技術・家庭科等における授業開始前の教材・教具の点検
- PTA、地域住民、警察等の関係機関と連携した、危険箇所の点検や巡回指導
 - ・「子ども110番の家」との連携と安全マップの配布
- 理科室、保健室における薬品等の保管管理の徹底
- 特別教室（理科室・技術室・家庭科室・調理室・図工室・美術室）における火気や刃物等に

関する危険物の管理の徹底

- 学校施設（ゴールポスト、遊具等）の日常的な点検の確実な実施と記録及び危険箇所の改善
- 納入業者や生産者、検査機関との連携による安全・安心な学校給食の実施
- 個人情報及び校務情報等の校務データの適正な管理
- 校務用パソコン・校務用ネットワーク更新及び児童・生徒用タブレット端末更新に伴い改訂したコンピュータ利用者ガイドラインの徹底
- 通学路の定期的な点検
- 児童生徒の携帯電話等の条件付き持込みの許可と指導の徹底
- tetoru（テトル）及び安心・安全メールの積極的活用による連絡体制の強化
- 不審者に対する安全対策の確実な実施（門扉の使用等）
- ◆ 通学路の定期的な点検と危険箇所の改善
- ◆ 学校訪問等による学校施設設備の点検と指導
- ◆ 学校施設の老朽化等に伴う危険箇所の改修
- ◆ 固定の体育教具・遊具等の専門業者による点検の推進
- ◆ 集中管理業務による校舎等営繕業務の推進
- ◆ 防犯カメラの運用状況の確認
- ◆ 災害等の非常時における非常食の確保
- ◆ 薬品庫・薬品台帳の点検

（3）教育環境の整備

- ◆ 長寿命化計画に基づく老朽化対策
 - ・羽犬塚中学校長寿命化等改修工事の着手
 - ・校舎の照明設備（LED化）の更新計画
- ◆ 体育館空調設備の検討
- ◆ 遊具の修繕

社会教育

1 生涯学習社会の実現をめざす総合的な施策の推進

(1) 学習情報の提供

- ◆ 生涯学習人材バンクや県・市が行っている出前講座などの情報の提供
- ◆ 「生涯学習ガイドブック」や公民館出張所の情報紙「みずべ」、「でてこんの」、「いちりづか」の発行
- ◆ 「広報ちくご」や「筑後市ホームページ」、「公式 SNS」等の積極的活用

(2) 学習の場の提供

- ◆ 「次世代育成」につながる社会教育支援事業の重点化
- ◆ 地域の教育資源である大学や高等学校、小中学校などと連携した学習の推進
- ◆ 校区・町内公民館の主体的で活発な活動の支援、及び市民のニーズに応じた出張所講座の主体的な実施
- ◆ 郷土資料館、中央公民館等の施設を利用し、現代的課題解決のための講座や市民ニーズに応じた講座など多様な学習機会の提供

(3) 図書館の充実

- ◆ 相互貸借を含めた図書館資料を活用したレファレンスサービスの充実
- ◆ 十分かつ魅力ある図書館資料の整備
- ◆ ボランティアの協力を得た各種事業の実施
- ◆ ボランティアの育成と官民協働のブックスタート事業の実施
- ◆ 非来館型サービス（移動図書館「としょま〜る号」、電子図書館、インターネット予約、宅配サービス）の利用促進
- ◆ 市全体での教育資源の有効活用を図るため、市立図書館と小中学校図書館との連携
- ◆ 「第三次子ども読書活動推進計画」の推進

(4) 地域と学校の連携の推進

- ◎ 地域人材の支援を受けて学習支援、体験活動等を行う「地域学校協働活動事業」の推進
- ◎ 地域学校協働本部と学校運営協議会の連携強化
- ◆ 筑後市部活動地域展開に向けた取組

2 青少年の健全育成

(1) 体験・交流活動の推進

- ◆ 地域の人材と施設を活用した青少年健全育成事業の実施
- ◆ 校区コミュニティ協議会や校区民会議、地域子ども会などを支援し、地域で社会性を養う各種活動の推進
- ◆ スポーツ大会を通じ、体力の向上と子ども会相互の交流の推進

- ◆ 友愛キャンプ事業や意見発表会（「ちっこ教育の日」関連事業）の実施

- ◆ 多世代交流を目指すボードゲームの実施

(2) 生活習慣・安全教育の推進

- ◆ 青少年育成市民会議や校区コミュニティ協議会、校区民会議と連携協力し、家庭・学校・地域社会が一体となった「あいさつ運動」の実施

- ◆ 非行防止と社会環境浄化のため、有害な図書類、がん具類などの販売所に対する立ち入り調査実施

(3) 次世代を担う青少年の育成

- ◆ 体験型学習として、創作活動を中心にした「夏休み子どもチャレンジ教室」の開催

- ◆ 将来のまちづくりに関わる人材を育む中高生ボランティアの育成

- ◆ 二十歳の自覚と責任を養うため、「二十歳の祭典」を自らが企画・運営するよう実行委員会形式で実施

- ◆ キャリア教育として「なるには講座」を実施

3 市民の学習要求に応える幅広い学習活動の推進

(1) 家庭教育の推進

- ◆ 地域における家庭教育の充実のため、関係機関・団体の活動支援

(2) 成人教育の推進

- ◆ 地域における人材育成のための「まちづくりリーダー養成講座」の充実

- ◆ 各講座の受講生を地域リーダーとして育成するとともに活動の場を確保するための「生涯学習人材バンク」への登録と利用の促進

- ◆ 市民の学習意欲に対応するためのパソコン講座、再就職・就業支援講座、仕事と家庭の両立支援講座などの実施とオンラインを活用した講座の検討

- ◆ デジタル社会の進展に伴うデジタルディバイド（デジタルを使える人と使えない人の間に生じる格差）解消に向けた講座の実施

- ◆ 地域での学習活動を活性化するための校区・町内公民館と連携した「生涯学習まちづくり出前講座」や「中央公民館出張所講座」等の推進

- ◆ 国や県その他の機関・団体が実施している出前講座及び県視聴覚ライブラリーなどの情報の提供

- ◆ 明るい選挙推進協議会等と連携した高校への出前授業など、主権者意識を喚起するための働きかけ

- ◆ 住みよいくらしや地域づくりを視野に、学びながら実践を目指す「認知症カフェ」の実施

(3) 校区・町内公民館活動の活性化

- ◆ 地域の特性を生かした生涯学習拠点施設としての校区・町内公民館の自主的な運営の支援

- ◆ 公民館連絡協議会と連携した校区・町内公民館活動の活性化と研修の支援
- ◆ 地域づくり・まちづくりを担う次の世代の人材発掘・養成を念頭においた活動支援

(4) 男女共同参画教育の推進

- ◆ 男女共同参画推進条例や参画計画に基づき、男女共同参画を推進するための講座、研修会等の開催

(5) 高齢者教育の推進

- ◆ 高齢者の生きがいづくりやボランティア活動等、社会参加を促す各種講座等の開催
- ◆ 中央公民館講座等で修得した知識や技能を地域づくりに生かしてもらうための「生涯学習人材バンク」への登録の推進及び活動の機会や場の確保
- ◆ 高齢者の生きがいづくりの場の確保のため、学校や子ども会などとの世代間交流事業の積極的な推進

(6) 平和教育の推進

- ◆ 戦争の悲惨さや平和の大切さを実感できる写真や戦争体験証言集（『つたえてください あしたへ…』等）の資料展示の実施
- ◆ 広島と長崎の原爆投下時刻や終戦記念日に黙祷を促す「全市一斉サイレン吹鳴」の実施
- ◆ 小中学生を対象に平和の作文やポスターを募集し、「広報ちくご」などで紹介

4 歴史と伝統に培われた市民文化の創造

(1) 文化芸術活動の拡大

- ◆ 文化芸術の振興を図るため、サザンクス筑後を拠点とした、人材育成・普及啓発・賑わい創出・鑑賞型公演等事業や各種講座の推進
- ◆ 芸術創作活動の底辺拡大と水準向上を図るため、筑後市美術協会と連携した絵画教室や絵画展示などの実施
- ◆ 筑後市文化連盟や文化芸術活動団体等の事業の推進
- ◆ 九州芸文館、九州大谷短期大学等との連携
- ◆ 部活動指導員の配置等の支援

(2) 文化財の保護・保存・活用・啓発の推進

- ◆ 埋蔵文化財を保護するための周知や円滑な発掘調査の実施と、遺跡情報の適正管理と情報の公開
- ◆ 久留米餅などの伝統技術や、久富盆綱曳きなどの伝統行事を保存・継承するための活動支援
- ◆ 国・県・市に指定された文化財の保護に向けた取り組み

(3) 郷土資料館の充実

- ◎ 学校や地域での学習活動を活性化するため、資料館を拠点とした歴史学習機会

の提供、出前講座の実施、考古資料等整理作業の公開

- ◆ 貴重な郷土資料や考古・民俗資料、古文書などの収集及び保存管理の実施
- ◆ 市民の郷土への愛着を育むため、特別展示や郷土の歴史講座の各種事業を実施
- ◆ サザンクス筑後や北部交流センター「チクロス」等、公共施設での資料展示（小さな博物館事業）の実施
- ◆ 筑後郷土史研究会と連携した各種講座の実施
- ◆ 地域づくり・まちづくりを担う次世代の育成支援につながる「筑後市の偉人伝」等、小冊子作成事業の検討
- ◆ 文化財の案内等、ボランティアの人材発掘と育成

5 市民生活を支える健康・体力づくりの推進

(1) スポーツ・レクリエーションの普及

- ◆ 市民のコミュニティづくり、体力づくり、健康づくりのための軽スポーツ・ニュースポーツの推進
- ◆ 市民を対象とし、小学校、校区コミュニティ協議会等と連携して行う「市民一斉ラジオ体操」の実施
- ◆ スポーツフェスティバルや各種スポーツ教室、マラソン大会などの実施
- ◆ 各競技団体による初心者教室の開催に対する支援
- ◆ 幼児・小中学生などを対象としたスポーツ教室・イベントの実施
- ◆ 福岡ソフトバンクホークス、ルリーロ福岡の選手やOB等による各種連携事業の開催

(2) 体育施設の利用の推進

- ◆ 地域住民のスポーツ・レクリエーション活動の場として、市内小中学校体育館・グラウンド、北部交流センター多目的広場等の利用促進
- ◆ 県営筑後広域公園および関連施設の利用促進

(3) 指導者・団体の育成・支援

- ◆ スポーツ協会・スポーツ推進委員会・各種競技団体の活動支援と協働による事業推進
- ◆ 指導者としての資質向上や指導技術の向上を図るための講習会の開催
- ◆ 部活動指導員の配置等の支援

人 権 ・ 同 和 教 育

1 社会における人権・同和教育の推進及び啓発

(1) 各種団体及び企業等との連携並びに研修の推進

- ◆ 各種団体及び企業等におけるイベント等での啓発
- ◆ 人権意識の普及高揚や人権・同和問題の解決が図られるよう講演会開催等の情報提供や、各種団体及び企業研修の推進に向け必要な教育機会の要請

(2) 人権セミナー筑後の実施

- ◆ 部落差別をはじめあらゆる差別の現実とその解決を目指し、シリーズでの実施及び啓発パネル展示

(3) 全市民対象の研修会、講演会の実施

- ◆ 人権啓発推進協議会とともに、同和問題啓発強調月間における「同和問題・人権啓発推進大会」、人権週間における「人権を考える市民のつどい」の実施

(4) 広報紙等による啓発

- ◆ 「広報ちくご」や「筑後市ホームページ」等への掲載による人権意識の啓発
- ◆ 啓発冊子（リーフレット、人権カレンダー）等の作成・配布
- ◆ 同和問題啓発強調月間における商業施設での街頭啓発
- ◆ インターネット上の人権侵害をなくす啓発やモニタリング（監視）の実施

(5) 社会人権・同和教育指導員の効果的な活用

- ◎ 各種団体及び企業に対する人権・同和教育研修の実施
- ◆ 地域、企業等における人権・同和教育の実態の把握
- ◆ 市民への教育・啓発に向けた企画運営

(6) 人権教育啓発センターの効果的な運用

- ◎ 社会における人権・同和教育の拠点として積極的な活用
- ◆ 筑後市人権啓発推進協議会運営委員会の実施
- ◆ 相談業務の実施
- ◆ 人権課題に関するパネル等の啓発展示

2 学校における人権・同和教育の推進及び啓発

(1) 学校における人権・同和教育の推進

(P14 学校教育に明記)

(2) 社会人権・同和教育指導員の効果的な活用

- ◆ 学校における人権・同和教育の実態の把握
- ◆ 学校職員に対する人権・同和教育研修の実施
- ◆ 学校訪問を通じた人権・同和教育推進への指導・助言

(3) 人権教育啓発センターの効果的な運用

- ◆ 学校における人権・同和教育の拠点として積極的な活用

(別添資料) 筑後市教育委員会 各課分掌事務一覧

課	分掌事務
教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育委員会の会議に関する事。 (2) 教育委員会の規則等の制定及び改廃に関する事。 (3) 職員（教職員を除く。）の人事及び給与に関する事。 (4) 職員（教職員を除く。）の研修に関する事。 (5) 公印の保管に関する事。 (6) 公文書の保管及び文書の收受発送に関する事。 (7) 物品の出納保管に関する事。 (8) 教育委員会の所掌に係る歳入歳出予算の編成及び経理に関する事。 (9) 教育の目的のための基本財産及び積立金の管理に関する事。 (10) 渉外に関する事。 (11) 学校教育施設の維持運営及び管理に関する事。 (12) 社会教育施設及び教育集会所の維持管理に関する事。 (13) 学校その他の教育施設、機関の敷地の設定及び変更、営繕の計画及び実施に関する事。 (14) 教育事業のための地方債に関する事。 (15) 学校再編に関する事。
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 通学区域に関する事。 (2) 児童・生徒の就学に関する事。 (3) 学校の設置、廃止及び学級編制並びに定員配置に関する事。 (4) 学校教育の指導助言に関する事。 (5) 教育課程及び教科内容の指導に関する事。 (6) 教職員の資格及び免許に関する事。 (7) 教職員の人事及び給与に関する事。 (8) 教職員の研修に関する事。 (9) 教職員の福利厚生に関する事。 (10) 教科用図書の採択に関する事。 (11) 無償教科書の事務に関する事。 (12) 学校保健衛生に関する事。 (13) 児童・生徒の就学援助に関する事。 (14) 児童・生徒の災害給付に関する事。 (15) 給食指導及び給食会に関する事。 (16) 奨学事務に関する事。 (17) 学校教育資料の調査統計に関する事。 (18) 筑後市教育支援センターに関する事。 (19) その他学校教育に関する事。

<p style="text-align: center;">社 会 教 育 課</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会教育事業の企画立案及び指導助言に関すること。 (2) 社会教育資料の調査・収集及び統計に関すること。 (3) 生涯学習推進協議会、社会教育委員及び青少年育成指導委員に関すること。 (4) その他市民の生涯学習の振興に関すること。 (5) 青少年団体その他社会教育団体の指導育成に関すること。 (6) 人材育成事業に関すること。 (7) 文化芸術事業の開催その他市民の文化芸術の振興に関すること。 (8) 文化芸術団体等の指導育成に関すること。 (9) 文化資料の調査・収集及び統計に関すること。 (10) 公益財団法人筑後市文化振興公社に関すること。 (11) 文化財の保護に関すること。 (12) 社会体育事業の企画立案及び指導助言に関すること。 (13) 社会体育資料の調査・収集及び統計に関すること。 (14) 社会体育施設及び学校開放施設の貸出しに関すること。 (15) スポーツ推進委員に関すること。 (16) 社会体育団体の指導育成に関すること。 (17) その他市民のスポーツの振興・体位向上に関すること。 (18) 社会教育施設の設置、廃止及び管理運営に関すること（営繕等維持管理に関することを除く。）。 (19) 筑後市北部交流センターの管理運営に関すること（営繕等維持管理に関することを除く。）。 (20) 筑後南コミュニティセンターの管理運営に関すること（営繕等維持管理に関することを除く。）。 (21) サザンクス筑後の管理運営に関すること（営繕等維持管理に関することを除く。）。 (22) 社会体育施設の設置、廃止及び管理運営に関すること（営繕等維持管理に関することを除く。）。
<p style="text-align: center;">人 権 ・ 同 和 教 育 課</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 人権・同和教育の総合計画及び実施に関すること。 (2) 人権・同和教育関係の調査及び資料の整備に関すること。 (3) 関係団体との連絡調整に関すること。 (4) 教育集会所の運営に関すること（営繕等維持管理に関することを除く。）。 (5) 人権教育啓発センターの運営に関すること。 (6) その他人権・同和教育に関すること。

令和8年度 小中学校児童・生徒数推計一覧（令和8年2月10日現在）

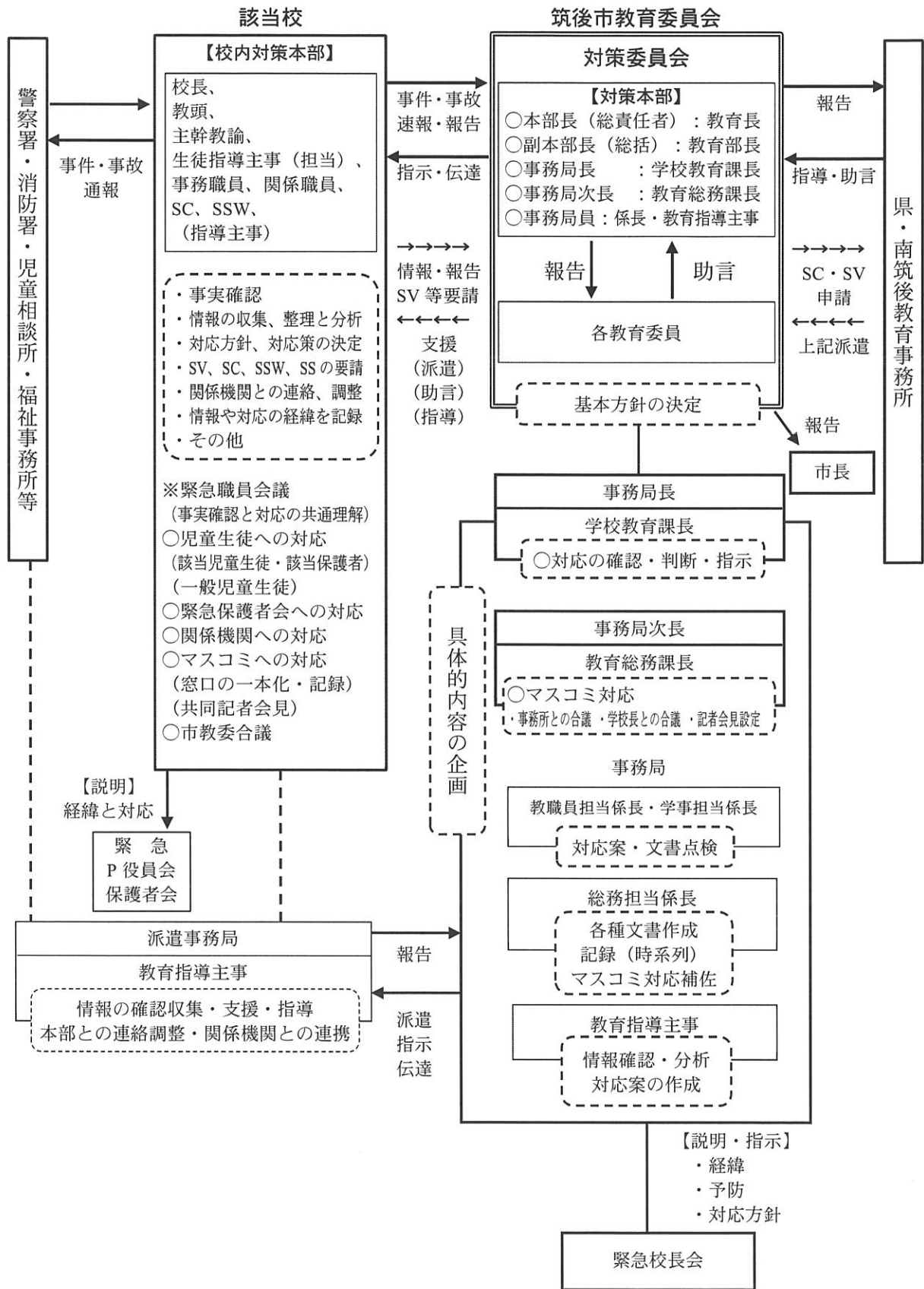
小学校	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	特別支援学級 在籍	合計
羽犬塚	107	95	113	113	99	101	34	662
松原	57	44	52	61	55	43	19	331
古川	13	7	11	11	10	13	10	75
水洗	22	21	27	22	27	29	14	162
筑後南	85	71	91	84	92	83	25	531
いづみ分校							9	9
二川	18	20	21	18	22	22	4	125
西牟田	27	30	28	26	22	37	22	192
筑後	54	70	55	77	75	82	39	452
筑後北	45	57	45	52	48	35	23	305
							小学校計	2844

※ いづみ分校は筑後南小学校の分校となる。

中学校	1学年	2学年	3学年	特別支援学級 在籍	合計
羽犬塚	149	173	144	29	495
筑後北	138	133	137	21	429
筑後	144	148	150	※40	482
				中学校計	1406

※ 筑後中学校特別支援学級の生徒数にはいづみ分教室の生徒数（22）を含む。

緊急対応対策時の教育委員会対応図



緊急対応時の事務局チェックポイント

1 組織

- 本部長 教育長
- 副本部長 教育部長
- 事務局長 学校教育課長
- 事務局次長 教育総務課長
- 教職員担当係長・学事担当係長
・総務担当係長・教育指導主事

福岡県教育委員会発行

「学校問題解決！対応ガイドブック」 (H22年3月)

「学校問題解決！対応ガイドブックⅡ」 (R2年3月)

「学校問題解決！対応ガイドブックⅢ」 (R6年12月)

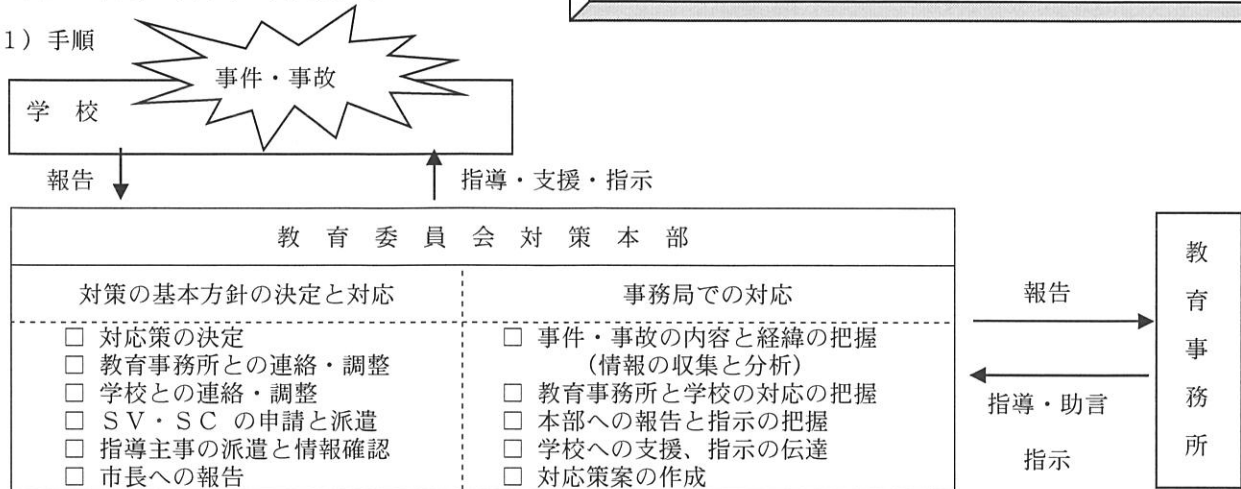
↓

・緊急時の対応や法的な対応について

学校の対応の在り方をアドバイス

2 対応の手順と事務局の役割別内容

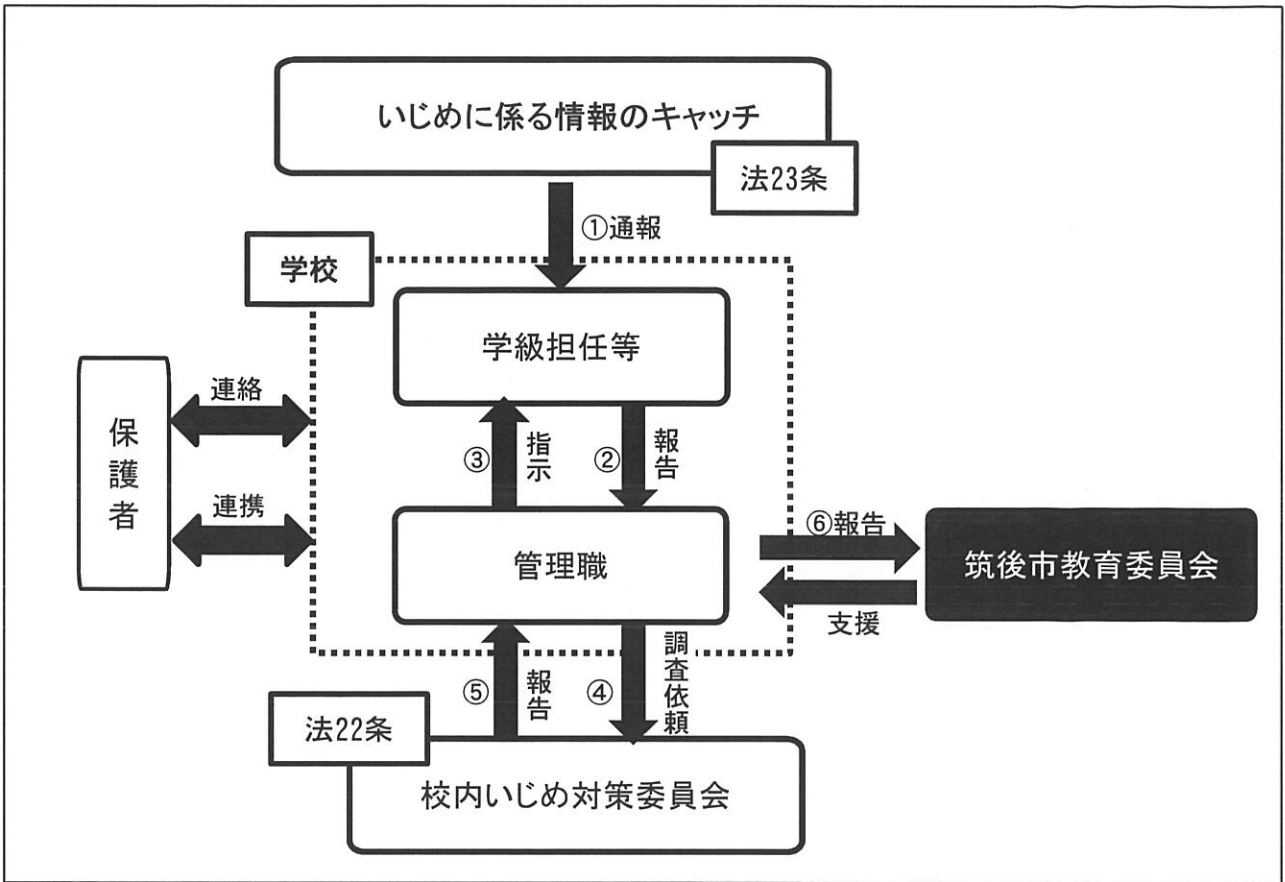
(1) 手順



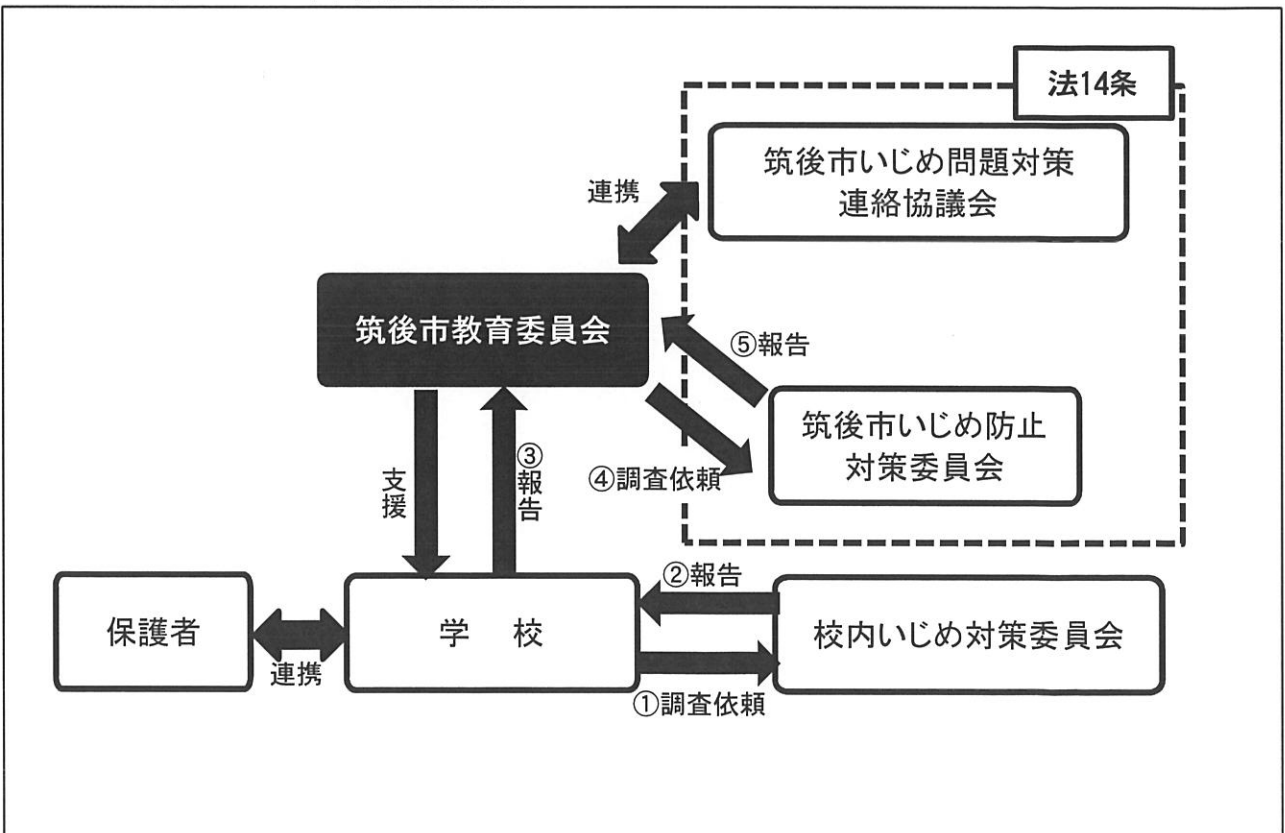
(2) 事務局の役割別内容

役職名	役割										
事務局長 (学校教育課長) 事務局次長 (教育総務課長)	<input type="checkbox"/> 対応方針・対応案(対応事項)の確認、判断、指示 <input type="checkbox"/> 対応状況の把握と本部長への報告 <input type="checkbox"/> 各種情報の確認と本部長への報告 <input type="checkbox"/> 教育事務所への報告、連絡・調整 <input type="checkbox"/> 教育事務所の指示の掌握 <input type="checkbox"/> 係長、指導主事等の配置と役割分担 <input type="checkbox"/> 学校との連絡・調整 <input type="checkbox"/> 派遣事務局の対応の把握と指示 <input type="checkbox"/> 報告文書、通知文書の確認 <input type="checkbox"/> マスコミ対応、記者会見設定等の連絡・調整										
教職員担当係長 学事担当係長 総務担当係長	<input type="checkbox"/> 対応方針・対応案の点検 <input type="checkbox"/> 派遣事務局員との連絡・調整 <input type="checkbox"/> 事務局長への報告 <input type="checkbox"/> 当該校の対応の経過と状況把握 <input type="checkbox"/> 対応経過(時系列)の状況把握と記録、各種情報の管理と整理 <input type="checkbox"/> 報告文書等・通知文書等の各種文書の作成・点検 <input type="checkbox"/> SV・SCの緊急要請申告書作成 <input type="checkbox"/> マスコミ対応の補佐										
教育指導主事	<input type="checkbox"/> 対応方針・対応案の作成 <input type="checkbox"/> 各種情報の収集と事務局長・補佐等への報告、連絡・調整 <input type="checkbox"/> 当該校の校内危機管理体制(職員配置と役割)の状況確認と指導 <input type="checkbox"/> 当該校の校内緊急対応状況(安全確保・事実確認、等)の確認と指導 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="checkbox"/> 当該児童生徒</td> <td style="width: 50%; border: none;"><input type="checkbox"/> 当該児童生徒の保護者</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 在校児童生徒</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 在校児童生徒の保護者</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 関係児童生徒とその保護者</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> マスコミ</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 警察及び消防等の関係機関等との連携</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> 初期対応計画</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/> その他</td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> 教育事務所との連携 <input type="checkbox"/> SV・SCとの連携	<input type="checkbox"/> 当該児童生徒	<input type="checkbox"/> 当該児童生徒の保護者	<input type="checkbox"/> 在校児童生徒	<input type="checkbox"/> 在校児童生徒の保護者	<input type="checkbox"/> 関係児童生徒とその保護者		<input type="checkbox"/> マスコミ	<input type="checkbox"/> 警察及び消防等の関係機関等との連携	<input type="checkbox"/> 初期対応計画	<input type="checkbox"/> その他
<input type="checkbox"/> 当該児童生徒	<input type="checkbox"/> 当該児童生徒の保護者										
<input type="checkbox"/> 在校児童生徒	<input type="checkbox"/> 在校児童生徒の保護者										
<input type="checkbox"/> 関係児童生徒とその保護者											
<input type="checkbox"/> マスコミ	<input type="checkbox"/> 警察及び消防等の関係機関等との連携										
<input type="checkbox"/> 初期対応計画	<input type="checkbox"/> その他										

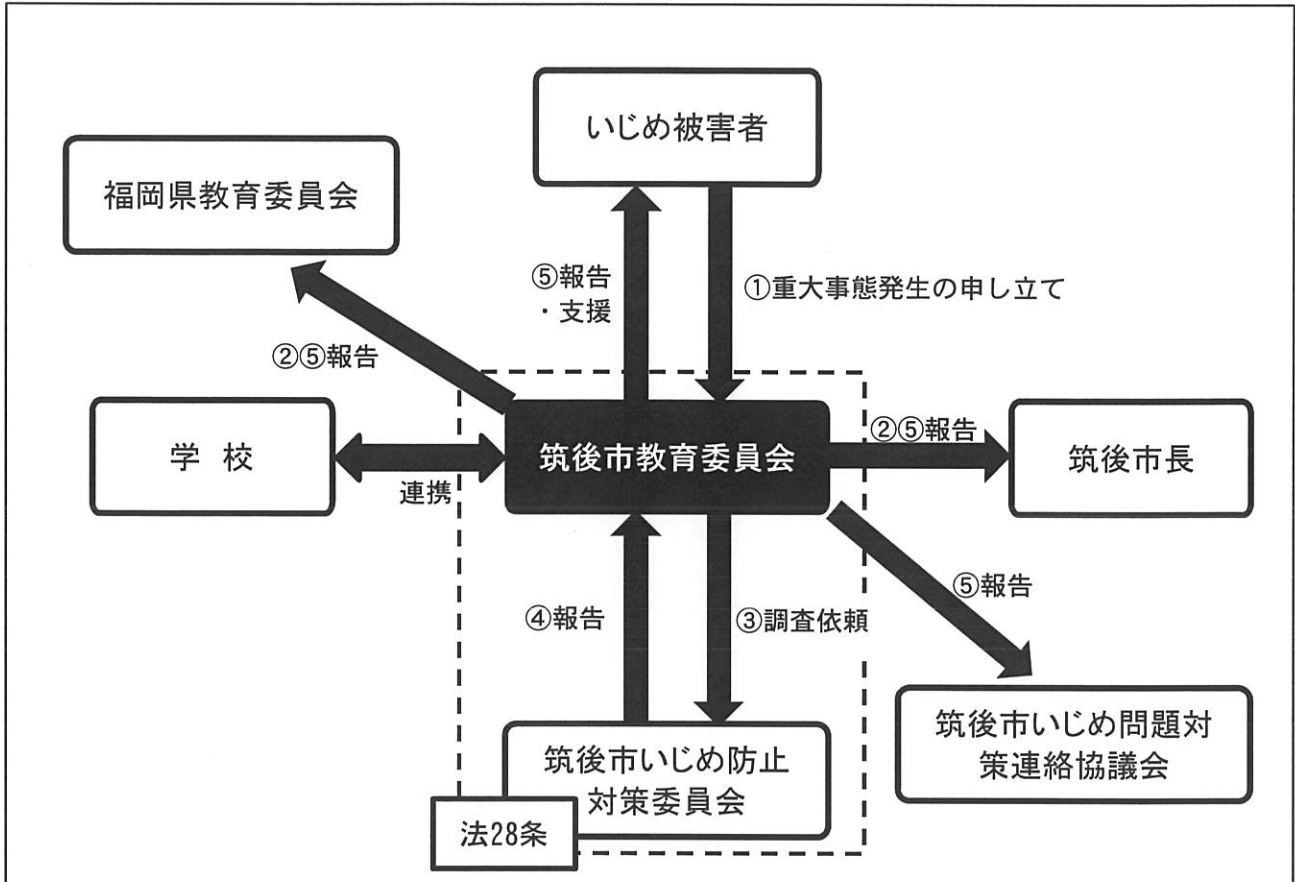
いじめ対策フロー（学校）



いじめ対策フロー（市教育委員会）



いじめ対策フロー（市教育委員会） ※重大事態の場合



いじめ対策フロー（市） ※重大事態の再調査の場合

